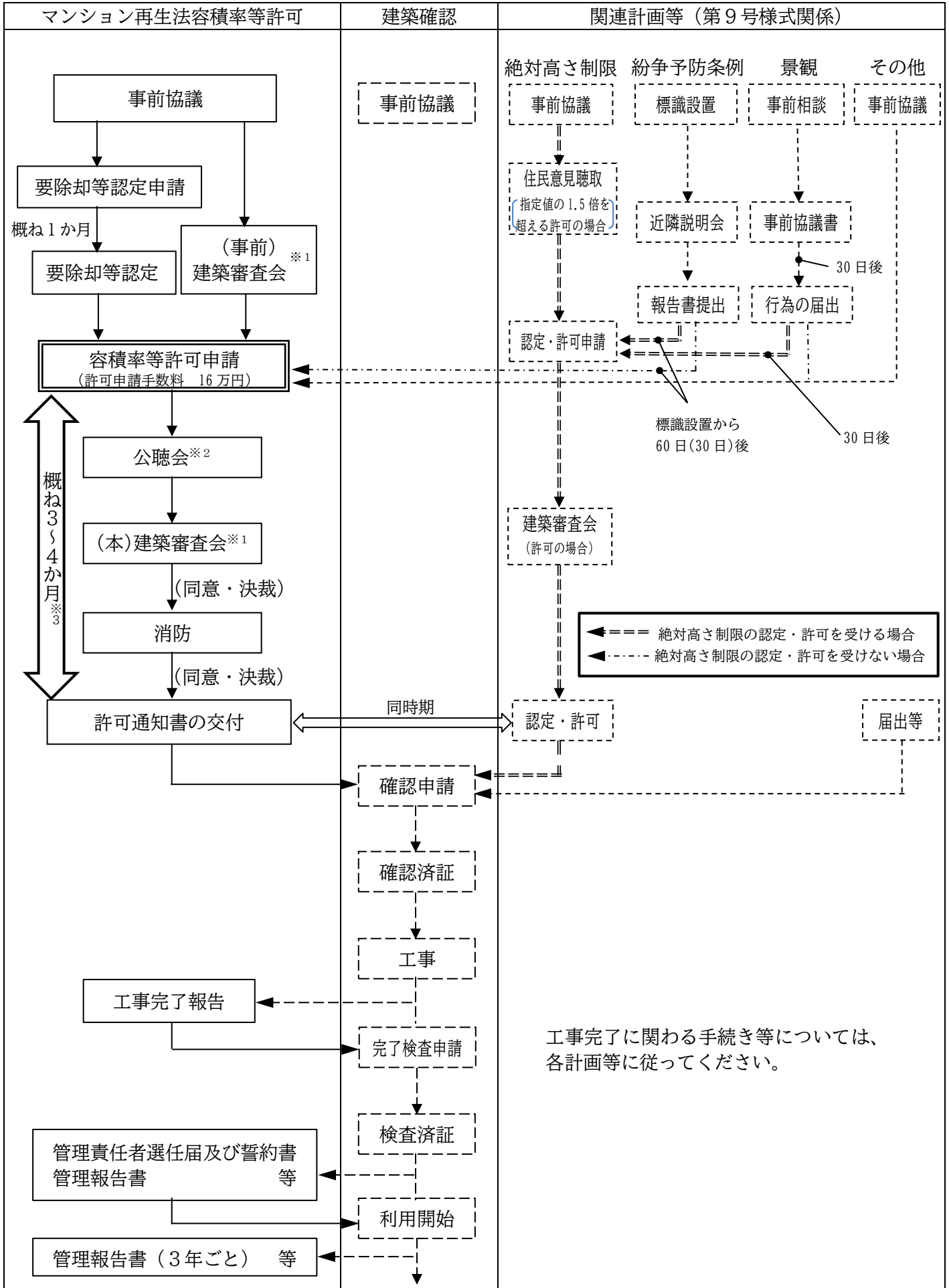


港区マンション再生法容積率等許可に係るスケジュール



- ※1 事前及び本建築審査会にあたっては、担当者と十分に資料の調整を行ってください。
- ※2 公聴会は、事務取扱要領等により対象規模や詳細な手続きを定めております。
- ※3 許可手続き期間は、公聴会の有無や建築審査会の開催日により異なります。